

タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令に対し、頂いた主なご意見と国土交通省の考え方

ご意見	国土交通省の考え方
<p>(1) ③登録取消に係る重大事故について</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故を引き起こした者の運転者登録の取消は、必要なことだと思いますが、事故を引き起こしたとしても事故報告を行わない事業者もいることから、正直に事故報告を行った事業者が不利を被ることの無いよう措置されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故情報については、事業者からの事故報告のほか、各都道府県公安委員会からの情報や事業者に対する監査等により、適切に事故情報を把握して参りたいと考えております。 なお、事故報告を行わなかったことが、監査等により判明した事業者については、行政処分等により厳正に対処してまいります。
<p>(1) ⑤登録運転者に公布する登録運転者業務経歴証明書に記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故について、過去2年以内の重大事故の記載ではなく、最短3年ないし5年が望ましいと考えます。 記載事項として重大事故に限らず飲酒運転の有無も記載すべきだと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務経歴証明期間は施行時点で2年としていますが、施行後の状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 飲酒運転については道路交通法違反となる登録の取消となることから、取消事実及び取消の事由として飲酒運転が証明書に記載されることとなります。
<p>(4) ②タクシーである旨の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 「個人タクシー」の英語訳は「owner driver taxi」であることから、表示灯の表示を「個人」だけでなく、「OWNER」という表示も認めて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人タクシー」の英語訳である「owner driver taxi」という言葉はわが国では一般的に使われておらず、利用者に混乱を招かねないため、あくまで「個人」という表示により個人タクシーである旨を利用者に示すものと考えております。